

業務指示書

パラグアイ国PPPによる事業化促進に向けた各種政策・制度に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課

高橋 由徳

Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月21日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタンの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：官民連携に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／PPPリスク評価）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：官民連携に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはスペイン語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 PPP政策制度】

- 1) 類似業務の経験：官民連携に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月25日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PYG1 = 0.022 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/PPPリスク評価
PPP政策制度

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月21日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

パラグアイ国PPPによる事業化促進に向けた各種政策・制度に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/PPPリスク評価	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： PPP政策制度	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2013年に発足し、貧困削減及び社会開発、包括的経済成長及び国際社会における地位確立を目指すパラグアイ共和国のカルテス政権は、安定したマクロ経済状況及び政治社会情勢、世界第7位の経済規模を誇るブラジル市場へのアクセスポイントとしての位置づけ、近隣国と比して低い各種コスト（税金、人件費、電力等）などを背景に、自国への直接投資を促進するため、投資関連の各種政策・制度の整備を積極的に行っている。具体的には、民間資金を活用したインフラ整備促進のための「官民連携法 法令第5102/13号」（以下、「PPP法」という。）、法人税や生産に必要な原材料及び消費財の輸入にかかる関税及び付加価値税の免除等の優遇措置を定めた「投資促進法 法令第60/90号」等が制定されている。

これら直接投資促進制度の整備により、現在、道路、空港など15件の官民連携（以下、「PPP」という。）による社会・経済インフラ整備事業が検討されていると共に、外国企業によるパラグアイへの直接投資は増大しつつあり、南米における日系企業の自動車製造拠点であるブラジルに向けた自動車用ワイヤーハーネスの製造拠点をパラグアイに投資・設立する日本企業も数社現れている。

しかし、パラグアイへの直接投資誘致にかかる政策・制度を活用した直接投資は緒についたばかりで、世界144か国中117位¹に位置づけられる社会経済インフラ整備状況の改善に必要な21,000百万米ドル規模の資金調達ニーズを考慮すると、PPPによる事業化を一層促進する必要性は高い。従って、現政策・制度の概要をレビューし、民間企業のPPPによる事業参入促進に向けた、課題、留意点、リスク等について整理・分析を行い、パラグアイ政府が必要な政策・制度改善を一層進めることが重要である。

2. 業務の目的

本業務は、パラグアイ政府が推進するPPPによる事業化促進に向けて、投資企業の視点で現行政策・制度を確認・分析し、日本企業を含む一層の直接投資促進に向けた改善点、及び将来的な有償資金協力支援の可能性等についてとりまとめる。その上で、右成果をパラグアイ政府及び日本企業に対してセミナー開催等を通じて共有することを目的とする。

3. 対象地域

パラグアイ/アスンシオン市

¹ “The Global Competitiveness Report 2014-2015” of World Economic Forum

4. 相手国関係者

(1) 経済社会開発企画庁

(Secretaría Técnica de Planificación para el Desarrollo Económico y Social。以下「STP」という。)

(2) 大蔵省

(Ministerio de Hacienda。以下「MH」という。)

(3) 公共事業通信省

(Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones。以下「MOPC」という。)

(4) 商工省

(Ministerio de Industria y Comercio。以下「MIC」という。)

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

パラグアイ政府が推進している直接投資誘致に関し、本業務では、PPP事業への民間企業の参入推進を目的に、PPP政策・制度にかかる現状を詳細にとりまとめ、その結果を民間企業の視点、特に官民のリスクシェアの観点から精緻に分析した後、予見されるパラグアイ PPPにおける民間参入の阻害要因を究明し、その解消に向けてパラグアイ政府が取り組むべき方策を明確化する。加えて、同方策の実現における JICA の協力可能性について、有償資金協力を中心に分析・検討・提言する。

また、パラグアイは自国への直接投資を促進するため、PPP法以外にも複数の政策・制度を整備しているが、それら政策・制度及び予見されるリスクを外国企業が包括的に把握できる資料が存在しないため、「投資促進法 法令第 60/90 号」など関連法の概要、活用実績、メリット及び活用の際に予見されるリスクをパラグアイ投資にかかる情報として取りまとめ、本邦において、日本企業に対して「パラグアイ民活政策・制度セミナー」を開催する。具体的には、「投資促進法 法令第 60/90 号」、「フリーゾーン 法令第 523/95 号」、「マキラ（輸出保税加工地区）制度 法令第 1064/97 号」、「原材料及び投資の輸入制度 大統領令第 11.701 号」、「高度技術財法 法令第 4427/12 号」、「工業団地法 法令第 4903/13 号」、「天然ガス規制枠組み 法令第 3254/07」、「石油及びその他の化石燃料資源の調査、探査及び採掘に関する法令 法令第 779/95 号」を想定。

(2) 留意事項

1) 「6. 業務の内容」(1)にあたっては、既存の調査や文献等を十分調査・整理し、JICA と十分に協議した上で調査内容及び工程を作成すること。

2) PPP 以外で本業務の対象とする直接投資に係る法、政策・制度は、上記「5. 実施方針及び留意事項 (1) 実施方針」に記載した内

容を想定しているが、より適切な調査対象となる法・政策・制度があれば、理由を付して変更案をプロポーザルにおいて提案する。

- 3) 「6. 業務の内容」(9) 及び(10) の PPP にかかる課題分析及び改善提案にあたっては、PPP 実施に向けた民間のリスクヘッジのための環境整備をパラグアイ政府がどのような政策・制度の改善を通じて促すべきかという視点と共に、同政策・制度改善の実現及び PPP 案件の実施管理に必要なパラグアイ政府の能力強化にも焦点をあてる。なお、パラグアイ政府の能力強化については、既に世界銀行が技術支援を実施していることから、当該事例について十分な情報収集を行った上で提案を行うこと。
- 4) JICA は 2015 年 10 月に本業務の実施について PPP にかかる全体調整窓口機関である STP と覚書を締結しており、本業務は当該覚書に基づいて実施される。なお、同覚書において、STP を実施機関、MH、MOPC 及び MIC は協力機関として位置付けているため、調査工程においては同実施機関に加え、協力機関、特に PPP 政策・制度の要である MH と十分な意見交換、情報共有を行うよう留意する。また、「7. 成果品等」の作成においては、STP 及び MH からコメントを取得し、JICA の承認を得た上でファイナルレポート（以下「F/R」という）に反映させること。
- 5) 「6. 実施内容」(18) のパラグアイにおける「PPP にかかる成果報告セミナー」は、ホテル等の会場を借り上げて約 30 名を対象に 1 日程度の開催を想定している。成果報告セミナーの企画においては、本業務の結果がパラグアイ政府の政策・制度に適切に反映されるような発表者および出席者の人選等を検討する必要がある。その内容（議事次第、説明資料、発表者、出席者等）について、事前に JICA と協議すること。
- 6) 「6. 実施の内容」(22) の日本における「パラグアイ民活政策・制度セミナー」は、ホテル等の会場を借り上げて約 50 名を対象に 1 日程度の開催を想定している。同セミナーの企画においては、パラグアイへの投資に関心を有する日本企業の意識を高めると共に、関心層の拡大を促進する発表者および出席者の人選等を検討する必要がある。その内容（議事次第、説明資料、発表者、出席者等）について、事前に JICA と協議すること。

6. 業務の内容

【第一次国内調査】

- (1) 既存の関連資料、情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。
- (2) 上記(1)の結果をとりまとめてインセプションレポート（以

下「IC/R」という)案を作成し、内容についてJICAと協議を実施し、協議結果を踏まえてレポートの内容を修正する。

【第一次現地調査】

- (3) IC/RをJICAパラグアイ事務所および相手国関係者、特にSTP及びMHに説明し、それら組織からコメントが出された場合、JICAの同意を得た上で反映し、修正後のIC/RをJICAに提出する。
- (4) パラグアイ政府のPPPに係る現行政策・制度及びその活用状況を調査する。
- (5) 世界銀行によるPPPに係る支援等、他ドナーによる支援状況・成果を調査する。
- (6) PPP以外の直接投資に係る法、施策制度、活用実績、他ドナーによる支援状況等を調査する。
- (7) 第一次現地調査結果についてとりまとめ、JICAパラグアイ事務所及びSTPC、MH、MIC、MOPGに報告する。特に、PPP以外の直接投資にかかる法、政策・制度については、第二次国内作業におけるとりまとめ方針についてJICAパラグアイ事務所と十分に協議を行い、コメントを得る。

【第二次国内調査】

- (8) 第一次現地調査の結果について、JICAに報告する。
- (9) 第一次現地調査結果を踏まえ、PPPに係る現行政策・制度を投資企業の視点、特に官民のリスクシェアの観点から精緻に評価・分析し、パラグアイPPPにおける民間参入の阻害要因となり得る課題を明確にする。
- (10) 上記(9)を通じ明確化された課題に対し、改善に向けてパラグアイ政府が取り組むべき方を提案する。なお、改善策の提案においては、民間のリスクヘッジのための環境整備を推進する政策・制度にかかる検討に加え、同改善の実施に必要なパラグアイ政府の能力強化についても検討する。
- (11) 上記(10)にて提案された改善策の実施におけるJICAの支援可能性を、有償資金協力を中心に検討する。なお、有償資金協力による個別案件の検討について、現行政策・制度改善に加え、PPPインフラ事業における日本企業の参加促進の観点から、PPP候補案件における日本企業の参加可能性を確認すると共に、公共投資部分における円借款支援の可能性を検討する。但し、パラグアイにおけるPPPは緒についたばかりである現状を勘案すると、早期の支援検討は困難なことも予想されるため、その場合、漸進的な支援アプローチも十分検討すること。
- (12) 第一次現地調査結果を踏まえ、PPP以外の直接投資に係る法、政策制度について概要、メリット、活用実績を取りまとめると共に、それ

- らの活用において予見される投資企業側のリスクを整理・分析する。
- (13) 上記(9)～(12)の分析を基に、DF/Rを作成する。
 - (14) 作成したDF/Rの内容についてJICAと協議し、協議結果を踏まえてレポートの内容を修正し、修正後のDF/RをJICAに提出する。
 - (15) 第二次現地調査の工程及びパラグアイ関係者に対する「PPPにかかる成果報告セミナー」の内容を検討し、JICAの事前同意を得る。なお、同セミナーは、本業務結果のうち、PPP促進に関連した政策・制度改善及びパラグアイ政府の組織能力強化に係る問題分析結果及び改善提案を主な発表内容とする。
 - (16) 第三次国内作業において予定されている、日本企業向け「パラグアイ民活政策・制度セミナー」の内容を検討し、JICAの同意を得る。

【第二次現地調査】

- (17) パラグアイ関係者に対する「PPPにかかる成果報告セミナー」の内容を、JICAパラグアイ事務所及び相手国関係者に説明し、同意を得る。
- (18) 上記(17)に基づき、セミナーを開催する。
- (19) DF/Rの内容についてJICAパラグアイ事務所及び相手国関係者、特にSTP及びMHに対し説明し、コメントを得る。加えて、本業務結果に基づく、PPPに係る政策・制度改善に向けたパラグアイ政府による取り組み方針について、STP、MHを中心に意向を確認する。
- (20) 上記(16)で検討した日本企業向け「パラグアイ民活政策・制度セミナー」の内容案について、JICAパラグアイ事務所に説明し、コメントを得る。

【第三次国内調査】

- (21) 第二次現地調査の結果について、JICAに報告する。
- (22) (20)に加えてJICA中南米部からも同意を得た内容に基づき、日本企業向け「パラグアイ民活政策・制度セミナー」を開催し、直接投資に係る法、政策・制度及びPPPに係る法、政策・制度に係る成果を、上記(12)を中心に説明し、パラグアイに対する投資に関心のある日本企業への情報共有と共に、新たな関心企業の発掘に努める。
- (23) 上記(17)～(22)において得られた情報やコメント等をDR/Fに反映し、F/Rを作成する。
- (24) F/Rの内容についてJICAの同意を得た上で、F/RをJICAに提出する。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。尚、F/Rを成果品とし、その仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・

電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。なお、報告書等の作成においては、以下の点に留意すること。

- ① STP 及び MH からのコメントを取得し、JICA の事前同意を得た上で反映させる。
- ② 西文報告書については、必ず事前に十分なネイティブチェックを行うこと。
- ③ 成果品である F/R は要約を付ける。
- ④ CD-R には、データベースとして活用できるよう、本業務で入手した全ての資料・データ等を格納すること。

1) IC/R

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等。

提出時期：(和文) 第一次現地調査開始後 1 週間以内

(西文) 和文の JICA 承認後 1 週間以内

部 数：和文 2 部・西文 7 部 (簡易製本)

2) DF/R

記載事項：調査結果の取りまとめ

提出時期：(和文) 第一次現地調査終了後 1.5 か月を目途

(西文) 和文の JICA 承認後 2 週間以内

部 数：和文 2 部・西文 7 部 (簡易製本)

3) F/R

記載事項：業務結果の全体成果

提出時期：(和文) 2016 年 8 月中旬頃

(西文) 2016 年 8 月下旬頃

部 数：和文 4 部・西文 9 部 (製本)、要約版 和文 4 部、西文 9 部 (製本)、CD-R 和文 4 部・西文 9 部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

下記の工程表のとおり、2016年2月上旬より業務を開始し、2016年8月下旬を目途に業務を終了する。業務工程及び各報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

	2015年度			2016年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国内作業	■			■	■	■	■
現地作業		■	■			■	
報告書提出時期							
インセプションレポート		■	■				
ドラフトファイナルレポート					■	■	
ファイナルレポート							■
						■	■

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 13.27 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より効果的・効率的な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

指示書に記載された格付け目安を超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

1) 総括/PPP リスク評価 (2号)

2) PPP 政策・制度 (3号)

3) 直接投資法・政策制度

(3) 通訳の配置

現地調査時の日西ないし英西通訳については、現地備上のみ可とする。

3. 現地再委託

本業務において現地再委託は特に想定していない。

4. パラグアイ政府による便宜供与

第2 5. (2) 4)のとおり、JICAは2015年10月に本業務の実施についてパラグアイ政府と覚書を締結しており、当該覚書に基づいてSTPからは以下の便宜供与が行われる見込み。

- STPが有する本業務に関連する情報の提供
- 本業務に関連する他機関との調整
- カウンターパート職員の配置

5. 参考資料

パラグアイ国 STP ホームページ (PPP にかかる各種情報)

http://www.stp.gov.py/v1/?page_id=80

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所、STP 等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA パラグアイ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。また現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上